

専用線端末等の接続の技術的条件

株式会社トークネット

専用線端末等の接続の技術的条件

(目的)

第1条 この条件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項及び第70条第1項第1号の規定に基づき、専用線端末等の接続における技術的条件を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条件に使用する用語の解釈については、以下の定義によります。

- 一 専用線 特定の利用者間に設置される専用の伝送路設備及びその附属設備
- 二 専用線端末等 株式会社トークネットの専用線に接続する端末設備及び自営電気通信設備

(電氣的条件等)

第3条 専用線端末等は、次の電氣的条件に適合しなければならないものとします。

- 一 映像伝送サービスにおいては、別表第1号及び別表第2号の条件
- 二 高速イーサネット専用サービスについては、別表第3号及び別表第4号の条件

附 則

この条件は、平成6年6月1日から実施します。

附 則

この条件は、平成7年11月1日から実施します。

附 則

この条件は、平成8年12月1日から実施します。

附 則

- 1 この条件は、平成10年4月24日から実施します。
- 2 この「専用回線端末等の接続の技術的条件」（以下新技術的条件と言う）施行前の「専用回線端末等の接続の技術的条件」（以下旧技術的条件と言う）に適合するものであって、新技術的条件施行前に、電気通信事業法（昭和59年法律第86号（以下「事業法」と言う））第51条第1項に基づく電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第32条第1項第5号により郵政大臣が別に告示して指定するものによって技術的条件に適合していることの認定（以下「技術的条件適合認定」と言う）、事業法第51条の端末設備の接続の検査（以下「端末設備の接続の検査」と言う）、または事業法第52条の自営電気通信設備の接続の検査（以下「自営電気通信設備の接続の検査」と言う）を受けたものについては、従前の例によることとします。

附 則

この条件は、平成10年10月1日から実施します。

附 則

この条件は、平成11年2月1日から実施します。

附 則

この条件は、平成11年3月1日から実施します。

附 則

- 1 この条件は、平成11年6月1日から実施します。
- 2 平成11年6月1日改正規定（以下「改正規定」という。）による改正前の専用回線端末等の接続の技術的条件（以下「旧条件」という。）別表第1号から別表第4号及び別表第9号、別表第12号により接続する専用回線端末等の規定により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第51条第1項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定を受けた専用回線端末等については、法第50条第1項の認定を受けたものとみなします。
- 3 旧条件に適合する専用回線端末等であって、改正規定の実施前に法第51条の端末設備の接続の検査又は法第52条の自営電気設備の接続の検査を受けた専用回線端末等については、改正規定による改正後の専用回線端末等の接続の技術的条件にかかわらず、なお従前の例によることとします。

附 則

この条件は、平成13年4月1日から実施します。

附 則

この条件は、平成13年8月1日から実施します。

附 則

この条件は、平成13年12月17日から実施します。

附 則

この条件は、平成15年5月16日から実施します。

附 則

この条件は、平成17年4月26日から実施します。

附 則

この条件は、平成19年12月4日から実施します。

附 則

この条件は、令和元年11月1日から実施します。

別表第1号 一般映像伝送サービスの光学的条件、電氣的条件

| 品名 | 送出電圧、光出力等 | |
|------------------|-----------------|------------------------|
| 一般映像伝送サービス(タイプ1) | +1.0 dBm(平均値)以下 | |
| 一般映像伝送サービス(タイプ2) | 映像信号 | 1.0V(P-P値)以下 75Ω不平衡 |
| | 音響信号 | 0 dBm以下 600Ω平衡 |

別表第2号 ハイビジョン映像伝送サービスの光学的条件

| 品名 | 光出力 |
|----------------|-----------------|
| ハイビジョン映像伝送サービス | +6.0 dBm(平均値)以下 |

別表第3号 高速イーサネット専用サービスの電氣的条件

| インタフェースの種類 | 送出電圧 |
|------------|-----------------|
| 1000BASE-T | 6.2V以下(P-P値)(注) |

(注) 負荷インピーダンス 100Ωで測定した値とします。
IEEE802.3abに規定されている規格に準じます。

別表第4号 高速イーサネット専用サービスの光学的条件

| インタフェースの種類 | 光出力 |
|-----------------|----------------|
| 1000BASE-SX(注1) | 0 dBm(平均値)以下 |
| 1000BASE-LX(注1) | -3 dBm(平均値)以下 |
| 10GBASE-SR(注2) | -1 dBm(平均値)以下 |
| 10GBASE-LR(注3) | 0.5 dBm(平均値)以下 |

(注1) IEEE802.3Zに規定されている規格に準じます。
(注2) IEEEstd802.3に規定されている規格に準じます。
(注3) IEEEstd802.3aeに規定されている規格に準じます。